

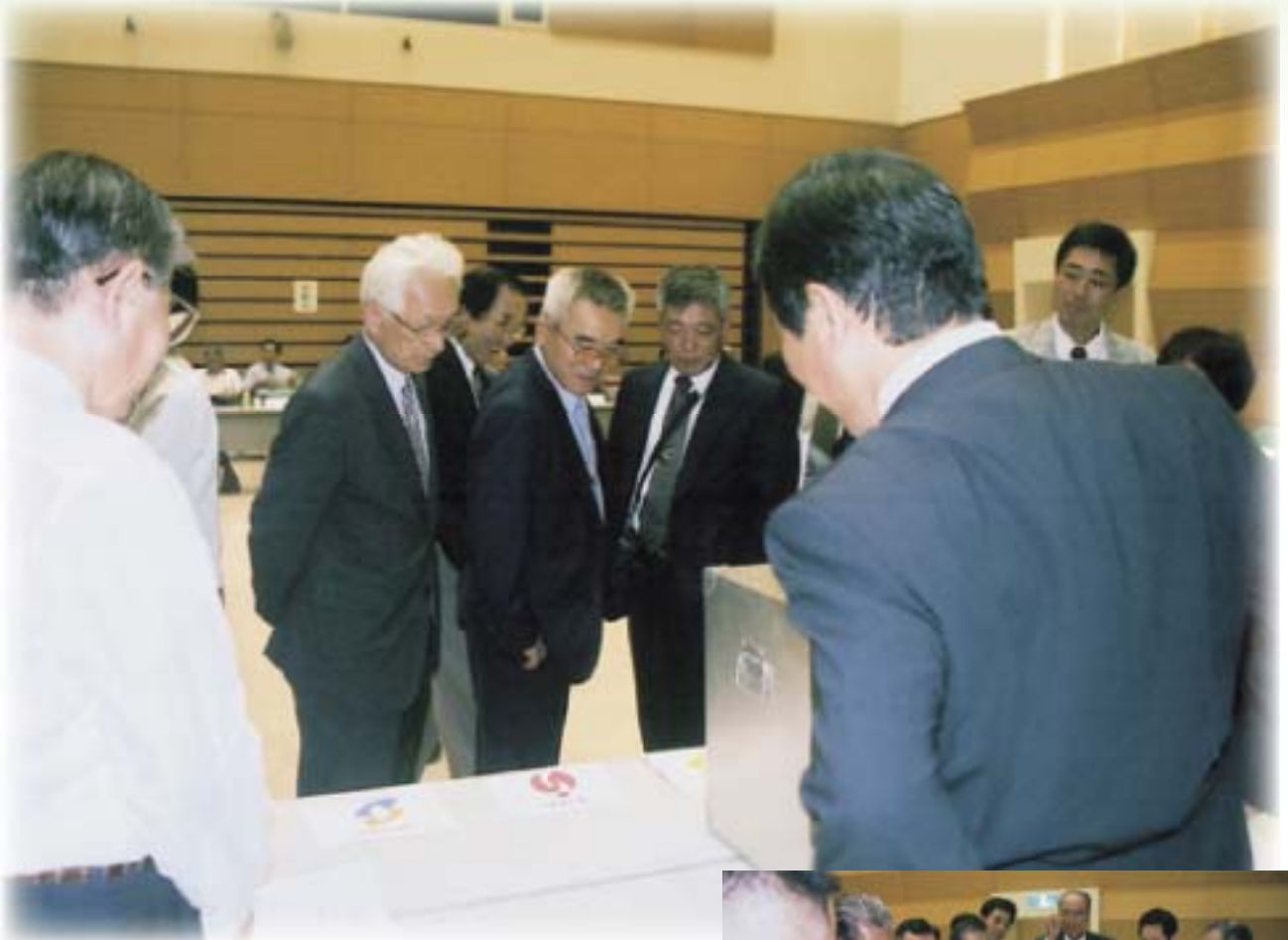
世羅郡三町



合併協議会だより

第24号(最終号)

2004(平成16)年
9月10日発行



新「世羅町」の町章デザイン決定!!

世羅郡三町合併協議会

第21回協議会を、8月25日（水）せらにしタウンセンターで開催しました。

今協議会では、新町の町章を選定しました。また、世羅郡三町合併協議会の廃止について確認しました。



会議次第

- (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議事
 - (4) その他
- ① 会議録署名委員の指名
② 報告事項
③ 協議事項

会議録署名委員の指名

今協議会の署名委員は荒瀬聖子委員、幾島文江委員、溝上春雄委員を指名しました。

報告事項

■報告第31号

新町の町章候補の選定について

2回の幹事会において行った、町章候補選定の審議経過と選定した5つの候補

協議事項

■協議第74号

新町の町章について

幹事会で選定された5候補の中から、最終的に会長、副会長を含めた出席委員全員の投票を行い、新町の町章を決定しました。（決定した町章については3頁に掲載しています。）

■報告第75号

世羅郡三町合併協議会の廃止について

平成16年9月30日をもって、世羅郡三町合併協議会を廃止することを確認しました。



合併協議会の解散への御礼のことば



世羅郡三町合併協議会会長
上本 仁志

世羅郡三町の合併協議は、おおむね2カ年の経過の中で、今回第21回目の協議会を持ちまして解散とさせていただきます。この間、町民各位には合併協議内容に一定のご理解を頂いていると信じておりますし、協議会委員の皆様には並々ならぬご高配、ご意見の数々をいただき真にありがとうございました。

緯からしても互いの気持ち・意識を前向きに繋ぎ合えるものと確信しております。重ねて数々のご支援に、衷心より篤く御礼申し上げます。

このうちは、地域意識にこだわることなく、新生世羅町が力強く大きく発展し、町民の夢をひとつひとつ地道に実現できていくことを祈念して、また、世羅郡三町合併協議会の会長としての非力をお支えいただきました方々にも、心からの御礼を申し上げます。合併協議のすべてを終えさせていただきます。

合併は国の方針として、好むと好まざるところからの出発でありましたが、それでも世羅郡三町の合併は町民2万人規模の町として、歴史的経

新「世羅町」の 町章デザインが決定!!

最優秀作品賞 受賞作品

受賞者 世羅町青水 時安 浩美さん

●作品の趣旨

世羅のローマ字の頭文字ローマ字Sを、調和を表す丸の中に、伸び伸びとした曲線で白抜きで表現。

Sの上の小さな丸は、輝きと希望を表し、全体を人の形を連想するイメージとして表現しました。

イメージカラーは誰にでもわかりやすい力強い赤で表現しました。



世羅郡三町合併協議会幹事会において選定された候補作品5点

作品番号 1番



作品番号 2番



作品番号 3番



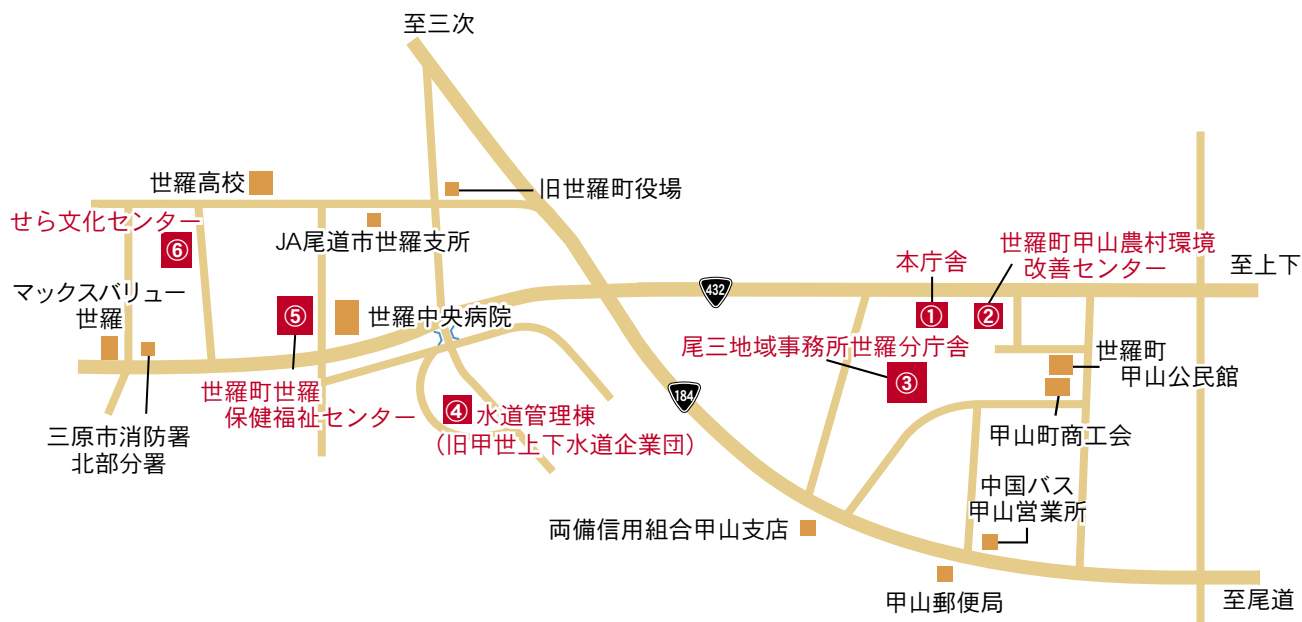
作品番号 4番



作品番号 5番



新「世羅町」庁舎のご案内

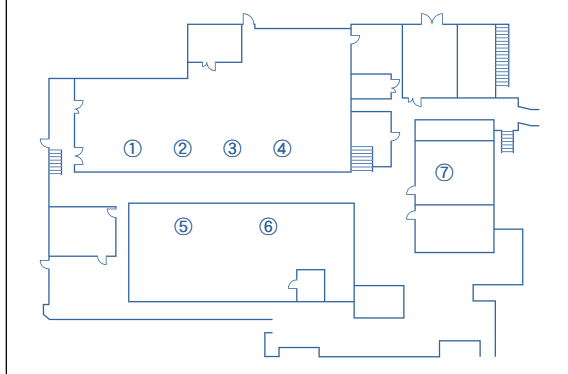


① 本庁舎

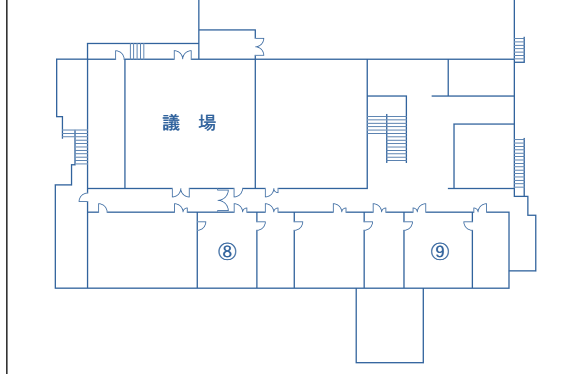
部署名	電話番号
① 財政課	22-1111
② 税務課	22-5300
③ 農村整備課	22-5303
④ 産業観光課	22-5304
⑤ 総務課	22-1111

部署名	電話番号
⑥ 町民課	22-5302
⑦ 収入役室	22-1111
⑧ 議会事務局	22-4511
⑨ 企画情報課	22-3206

庁舎内案内図 1階



庁舎内案内図 2階



⑤ 世羅保健福祉センター

部署名	電話番号
福祉課	25-0294
保健課	25-0294

② 甲山農村環境改善センター

部署名	電話番号
建設課 (1階)	22-5309
環境整備課 (2階)	22-4513

⑥ せら文化センター

部署名	電話番号
学校教育課	22-0548
生涯学習課	22-0548

③ 尾三地域事務所世羅分庁舎

部署名	電話番号
国土調査室 (2階)	25-5141
公園整備室 (2階)	25-5143

④ 水道管理棟

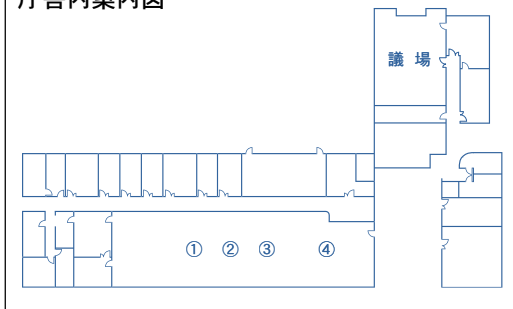
部署名	電話番号
上下水道課	22-0533



⑦ せらにし支所

部署名	電話番号
① 調整課	37-2111
② 地域整備課	37-2112
③ 産業課	37-2113
④ 町民福祉課	37-2114

庁舎内案内図



新町の主な窓窓口のご案内

本所、支所での主な窓口業務の取扱いは次のとおりとなります。

- ◎ ……すべての住民の方を対象に対応します。
- ……旧甲山町、旧世羅町の住民の方を対象に対応します。
- ……旧世羅西町（支所管轄）の住民の方を対象に対応します。
- () ……一部の事務について本所での処理が必要なため支所は受付のみとなります。

※詳しいことについては各町担当課へお問い合わせください。

甲山町役場 ☎ 22-1111

世羅町役場 ☎ 22-1155

世羅西町役場 ☎ 37-2111

項目	本所		せらにし支所	
	窓口	取扱い範囲	窓口	取扱い範囲
転入届・転出届・転居届等住民基本台帳関係届	町民課	◎	町民福祉課	◎
住民票の写し・戸籍等の交付 (郵便請求を含む)	町民課	◎	町民福祉課	◎
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	町民課	◎	町民福祉課	◎
住基カード交付申請	町民課	◎	町民福祉課	(◎)
公的個人認証サービス	町民課	◎	—	—
外国人登録申請	町民課	◎	—	—
外国人登録原票記載事項証明	町民課	◎	町民福祉課	◎
戸籍の附票の写しの交付	町民課	◎	町民福祉課	◎
戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本の交付	町民課	◎	町民福祉課	◎
戸籍の届出	町民課	◎	町民福祉課	(◎)
身分証明書の交付	町民課	◎	町民福祉課	◎
死亡届及び埋火葬許可・斎場使用許可	町民課	◎	町民福祉課	◎
印鑑登録申請 (再交付を含む)	町民課	◎	町民福祉課	◎

項 目	本 所		せらにし支所	
	窓 口	取扱い範囲	窓 口	取扱い範囲
臨時ナンバー	町民課	◎	町民福祉課	◎
国民年金の届出	町民課	◎	町民福祉課	(◎)
保育所の入所受付	町民課	◎	町民福祉課	(◎)
国民健康保険関係（資格の取得喪失）	保健課	◎	町民福祉課	(◎)
国民健康保険関係（保険証の交付）	保健課	◎	町民福祉課	(◎)
国民健康保険関係の給付の申請	保健課	◎	町民福祉課	(◎)
老人保健医療受給者証の交付等	保健課	◎	町民福祉課	(◎)
母子保健サービス （母子健康手帳の交付等）	福祉課	◎	町民福祉課	◎
予防接種	福祉課	◎	町民福祉課	(◎)
介護保険関係（要介護認定申請等）	福祉課	◎	町民福祉課	(◎)
福祉医療受給者証の交付申請 （重度心身障害者医療等）	保健課	◎	町民福祉課	(◎)
身体障害者手帳等	福祉課	◎	町民福祉課	(◎)
原付自転車等の標識の交付	町民課	◎	町民福祉課	◎
納税証明書等の交付	税務課	◎	町民福祉課	(◎)
犬の登録関係等	環境整備課	◎	地域整備課	◎
ごみ処理関係の対応	環境整備課	◎	地域整備課	(○)
し尿くみ取り関係	環境整備課	◎	地域整備課	○
浄化槽に関する各種届出	環境整備課	◎	地域整備課	(◎)
水道事業の関係の対応	上下水道課	●	地域整備課	○
町営住宅の関係の対応	環境整備課	◎	地域整備課	(◎)
墓地の申請	環境整備課	◎	地域整備課	○
農地転用申請等	産業観光課	◎	産業課	(◎)
缶・ペトリサイクル券引替	環境整備課	◎	地域整備課	◎

住所の表示変更により 必要となる手続き

平成 16 年 10 月 1 日の新「世羅町」の発足にともない、官公署等で住所の表示変更の手続き等が必要になってくる場合があります。

今回は、住所変更の手続きが関係するもののうち、町に關係するものについてお知らせします。

※広島県に關係するものについては、合併協議会だより第 21 号（平成 16 年 6 月 11 日発行）に掲載しています。なお、詳しいことについては、各町担当課へお問い合わせください。

項 目		該 当 者	新町での取扱い
印 鑑 登 録	印鑑登録証	登録者	世羅町・甲山町の方は、平成 16 年 10 月 1 日以降、本庁において新町の登録証と交換をします。世羅西町の方は、平成 16 年 10 月 1 日以降、支所において新町の登録証を交付します。
住 民 基 本 台 帳 ネットワークシステム	住民基本台帳カード	所持者	世羅町の方は、現在お持ちの住基カードを引き続きご利用ください。甲山町・世羅西町の方は、平成 16 年 10 月 1 日以降本庁において新町の住基カードと交換するための手続きをしてください。
国 民 健 康 保 険	被保険者証	左記被保険者証等の所持者	平成 16 年 10 月 1 日までに新町の被保険者証を交付します。
	退職被保険者証		
	高齢受給者証		減額・資格に関する証については、該当する方に個別に対応します。
	その他減額、資格に関する証		
老 人 保 健	老人保健医療受給者証	左記の受給者	平成 16 年 10 月 1 日までに新町の受給者証を交付します。
	その他減額認定証等		減額・資格に関する証については、該当する方に個別に対応します。
介 護 保 険	被保険者証（65 歳以上交付）	左記認定証の所持者	平成 16 年 10 月 1 日以降、新町において被保険者証を交付します。
	被保険者証（要支援・要介護認定者）		合併前の要支援・要介護認定者については、要介護度及び認定期間を引継ぎます。被保険者証は平成 16 年 10 月 1 日以降、新町において交付します。
	その他減額認定証等		減額認定証等については、該当する方に個別に対応します。
国 民 年 金	年金手帳・証書	左記の被保険者及び受給者	現在お持ちの手帳及び証書を引き続きご利用ください。
原 爆 被 爆 者 援 護	被爆者健康手帳	左記手帳の所持者	世羅町の方は、現在お持ちの手帳を引き続きご利用ください。甲山町・世羅西町の方は、平成 16 年 10 月 1 日以降、新町（町民課または支所）への届出により、広島県から新しい住所に書き換えた手帳が交付されます。

項 目		該 当 者	新町での取扱い
障害者福祉	身体障害者手帳	左記手帳の所持者	住所変更手続きは不要です。現在お持ちの手帳を引き続きご利用ください。ただし、甲山町及び世羅西町の方で、住所表示の変更を希望される方は、平成16年10月1日以降に手帳持参のうえ、新町（福祉課または支所）で変更手続きをしてください。
	療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳		
	戦傷病者手帳	左記手帳の所持者	甲山町及び世羅西町の方には、広島県より変更手続の通知文書が送付されますので、変更届を広島県援護恩給室へ直接送付してください。
	支援費制度各種受給者証	左記の受給者	平成16年10月1日更新の受給者証は、合併前の町で調査を行い、新町の受給者証を交付します。合併の日をまたがって認定期間中の受給者証については、平成16年10月1日までに交付します。
児童福祉	児童扶養手当証書	左記手当の受給者	現在お持ちの手帳及び証書を引き続きご利用ください。
	特別児童扶養手当証	左記手当の受給者	現在お持ちの手帳を引き続きご利用ください。ただし、甲山町・世羅西町の方で、住所表示の変更を希望される方は、新町（福祉課または支所）に手帳持参のうえ変更手続きをしてください。
福祉医療	老人医療費受給者証	左記の受給者	合併前の町で認定され受給者証の交付を受けている方は、平成16年10月1日以降、新町の受給者証を交付します。
	乳幼児医療費受給者証		
	重度障害者医療費受給者証		
	ひとり親家庭等医療費受給者証		
母子保健	母子健康手帳	左記手帳の所持者	現在お持ちの手帳を引き続きご利用ください。
	妊婦乳児健康診査助成券	左記助成券の所持者	現在お持ちの受診券を引き続きご利用ください。
	予防接種券	左記予防接種券の所持者	甲山町の方は、現在お持ちの予防接種券を引き続きご利用ください。世羅町、世羅西町の方は、予防接種券に記入しているID番号が変更となるため、平成16年10月1日以降、新町（保健課または支所）において、合併前に交付している予防接種券と新しい予防接種券を交換します。
犬の登録	鑑札	犬の飼い主	現在お持ちの鑑札を引き続きご利用ください。
軽自動車のナンバー	原動付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	左記の標識の交付を受けている方	変更の手続きは必要ありません。引き続きご利用ください。
外国人登録	外国人登録証明書	登録者	現在お持ちの登録証明書を引き続きご利用ください。（平成16年10月1日以降来庁の際に変更事項を裏面に記載します。）
合併証明	合併証明書 （住所表示変更証明書）	必要な方	合併に伴う住所表示の変更に関する証明書（無料）を10月1日から交付します。住所や所在地の変更の手続きに当たり、この証明書が必要な方は、本所または支所の窓口申請してください。

協議会の動き

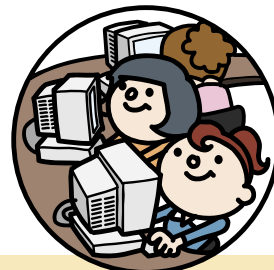
8月

- 4日 第33回総務企画部会
- 5日 第27回福祉生活環境部会
- 5日 第31回教育文化部会
- 6日 第32回産業部会
- 6日 第26回建設部会
- 11日 第30回幹事会
- 24日 第34回総務企画部会
- 25日 第21回世羅郡三町合併協議会
- 30日 第28回福祉生活環境部会
- 31日 第27回建設部会
- 31日 第33回産業部会

ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。(掲載まで1カ月程度かかります。)

各町役場、公民館へ設置してあるパソコンでも、ホームページをご覧いただけます。



●ホームページアドレス●

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

平成16年10月1日

新「世羅町」誕生！！

『人と自然が輝くまち』



編集後記

平成14年10月1日に世羅郡三町合併協議会が設置されて以来、21回にわたって行われてきた協議会の内容や確認された事項について、いち早く、分かりやすくお伝えできるよう努めてきました。

今後、協議会のなかで協議されたことや、皆さんから寄せられたご意見をしっかりと受けとめ、「人と自然が輝くまち」づくりに向け、精一杯取り組んでいきたいと思っております。

最後に新世羅町の発展と皆さんのご健勝、ご活躍を祈念し、あとがきとします。

世羅郡三町合併協議会事務局員一同

平成16年9月10日

■発行：世羅郡三町合併協議会 ■編集：世羅郡三町合併協議会事務局
〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2 ☎0847-25-5141 FAX0847-22-5921
ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>